
第1編

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成12年4月に発足した介護保険制度は、平成21年度で10年目を迎えようとしています。この間、高齢者人口は大幅に増加し、長岡京市においても平成20年10月時点で65歳以上の高齢者が15,621人、高齢化率も19.7%となり、市民の5人にひとりが高齢者という時代になってきました。今後も、団塊の世代が高齢期を迎えることから、急速に高齢化が進むことが予想されます。そこで、高齢者施策を総合的に見直し、推進する必要があります。中でも本計画は、その中心的役割を果たすことになります。

国は、平成18年4月に介護保険法の大幅な見直しを行い、新予防給付の創設や地域支援事業の創設といった予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの創設といった新たなサービス体系の確立など、様々な介護保険制度の改正を行いました。

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画においては、この制度改正にそった内容を盛り込んだものとし、介護予防といった新たな施策に取り組むとともに、平成26年度までの長期目標を設定しました。

国は、平成17年12月1日に公表された「医療制度改革大綱」において、医療費の適正化への取り組みや高齢者医療制度の創設などの方針を示しました。この医療制度改革の一環として、平成18年6月21日に健康保険法の一部を改正する法律が公布され、平成24年3月までに、介護療養病床が廃止され、医療療養病床は医療の必要度の高い方を受け入れるものに限定し、縮減するという療養病床の再編成が行われることになりました。京都府では、厚生労働省が平成19年6月に示した「地域ケア体制の整備に関する基本指針」を踏まえ、療養病床の再編成に関して、平成20年3月に「京都府地域ケア確保推進指針」を策定しました。

今回、平成21年度を初年度とする「長岡京市第5次高齢者福祉計画および第4期介護保険事業計画」においては、第3期事業計画に定めた長期目標の達成に向けて、今まで取り組んできた介護予防や給付の適正化などをさらに推進するとともに、新たに療養病床の再編成も計画に取り組み、今後の高齢者施策の方向性を示したものにする必要があります。

また、平成20年4月1日から「老人保健法」による医療制度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に再編されたことに伴い、75歳以上の老人医療はこの法律が定める「後期高齢者医療制度」へ、保健事業は「健康増進法」へ移行することになりました。第4期介護保険事業計画においては、高齢者福祉計画を一体的に策定することとし、高齢社会の将来像を念頭におきながら高齢者の自立支援の理念に基づいて時代を見据えた基本的な目標を定めるとともに、本市における保健・福祉サービスの目標数値およびその実現に向かったの基本方針を明らかにしていきます。

2 計画の位置づけ

「長岡京市第5次高齢者福祉計画・長岡京市第4期介護保険事業計画」は、老人福祉法（第20条の8）に基づく高齢者福祉計画と介護保険法（第117条）に基づく介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

また本計画の策定にあたっては、「長岡京市第3次総合計画第2期基本計画」（平成18～22年度）を上位計画として整合性を持たせるとともに、その中の福祉・保健・医療に関する分野別計画であり、この分野の中核的な計画である「長岡京市地域健康福祉計画」と連携しつつ、その主要テーマ「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて本計画を推進するものとします。

3 計画の期間

第4期計画は、計画対象期間を平成21～23年度として策定するものとし、一体的に策定する高齢者福祉計画についても同様の計画対象期間とします。

図1-1 本計画及び関連諸計画の対象期間

平成 12 年度 (2000 年度)	平成 13 年度 (2001 年度)	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)
	長岡京市第 3 次 総 合 計 画					（～平成27年度）					
	第 1 期 基 本 計 画					第 2 期 基 本 計 画					第3期基本計画
			長岡京市		地 域 健 康 福 祉 計 画						（～平成27年度）
			前 期		中 期						後 期
長岡京市新高齢者福祉計画・長岡京市介護保険事業計画											
			長岡京市第3次高齢者福祉計画・長岡京市第2期介護保険事業計画								
						長岡京市第4次高齢者福祉計画 長岡京市第3期介護保険事業計画			長岡京市第5次高齢者福祉計画 長岡京市第4期介護保険事業計画		
第 2 次 京 都 府 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画											
			第 3 次 京 都 府 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画								
						第4次京都府高齢者保健福祉計画			第5次京都府高齢者健康福祉計画		
長岡京市保健計画			長岡京市新保健計画					長岡京市第3次保健計画（～平成24年度）			
長岡京市障害者(児)福祉基本計画			第2次長岡京市障害者(児)福祉基本計画								
						第 3 次 長 岡 京 市 障 害 者 (児) 福 祉 基 本 計 画					

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、平成10年10月に健康文化都市宣言を行い、「健康文化と快適な暮らしのまち創造プラン」に示された理念に基づき、福祉・保健・医療の様々な取り組みを行ってきました。そして、「健康文化」や「快適な暮らし」の実現に向けて、高齢者福祉及び介護保険制度の取り組みを推進してきました。これらの取り組みの中で培われてきた理念に加え、「長岡京市地域健康福祉計画」との整合性を念頭に、今後の高齢者福祉の展開方針等を整理し、「長岡京市第5次高齢者福祉計画」及び「長岡京市第4期介護保険事業計画」を一体的に推進していくための基本方向及び重点課題を明らかにします。主な理念は次の4点になります。

(1) 健康づくりと介護予防の推進

寝たきりや認知症の予防は、高齢期のみならず若年期から生活習慣や社会環境が重要であることから市民自らが健康に気づき、ライフステージに即した健康づくりを推進し、要介護の原因となる生活習慣病等を予防し、自発的に健康づくりを進めていくことができるよう支援に努めます。また、日常生活の自立度の低下や初老期認知症がみられる高齢者が、早期に適切なサービスを利用することにより、その要介護状態を軽減し、また、その悪化を防止することにつながることから、早期発見、早期対応の取り組みを重視した福祉・保健・医療サービスの提供体制を整備します。

(2) 総合的な福祉・保健・医療サービスの提供

介護保険の導入により、高齢者福祉サービスの提供の仕組みが変わりましたが、利用者の立場からは総合的・一元的なサービス提供が求められます。そのため、総合生活支援センター(地域包括支援センター)等の機能をより活性化させるとともに、介護支援専門員と関係施設・機関との連携のいっそうの強化を推進します。また、本人の選択に基づき、多様なサービス事業者や介護保険施設からのサービス提供を、総合的かつ効果的に利用できるサービス提供体制の整備に向けて、サービスの量的な充足のみならず、質的な向上に向けていっそうの取り組みを推進します。

(3) 地域社会における高齢者の自立支援

高齢者が、住み慣れた家庭や地域社会において、自立した日常生活が営めるよう、たとえ要介護の状態となった場合でも、高齢者の残存能力を生かして、できるかぎり自分の力で生活できるように、必要なサービス提供により、高齢者の自立支援を行います。

このため、地域社会における人的・物的資源の活用方策や、市民自らが取り組む地域福祉の仕組みづくりを検討し、地域包括ケアシステムの基盤整備を図るとともに、「長岡京市地域健康福祉計画」との一体的な取り組みを展開し、福祉・保健・医療サービスの充実に努めます。

(4) 高齢者の権利擁護

介護保険の導入により、福祉サービスの多くが、利用者と各種事業者との契約という形で提供されます。利用者が高齢者であることも念頭に消費者保護の観点も含め、選択の自由やサービス内容・質が保障されるよう、成年後見制度や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の取り組みなどとも連携して、高齢者の日常生活全般にわたって本人の意思に基づく判断・選択が保障されるよう努めます。また高齢者虐待防止法の成立（平成17年11月成立、平成18年4月施行）に伴い、虐待ケースの把握や早期対応にいつそう努めていくこととします。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、『地域』『参加』『予防』『介護』の各テーマにおいて施策の明確な基本目標を掲げ、「一般高齢者（すべての高齢者）」「元気高齢者」「特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）」「要支援高齢者」「要介護高齢者」それぞれの健康状態に応じたきめ細かな具体的施策を講じることで、高齢者がいきいきと自立した生活をつづけることができるよう見守り合い支え合えるまちづくりを推進していきます。

(1) 『地域』 《見守り合い支え合える共同体をめざして》

すべての高齢者がこれからも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、老若男女すべての世代の人々があたたかい思いやりをもって見守り合い、高齢者の生活を心豊かに支え合うことができる地域（コミュニティ＝共同体）の実現をめざします。

＊ 高齢者を地域全体で支える体制づくり

(2) 『参加』 《生活の質（クオリティー・オブ・ライフ）の向上のために》

多くの元気な高齢者が、健康で生きがいを持って社会参加できるための、総合的な支援体制の整備を進めるとともに、元気高齢者が積極的に地域の活動に参加し、みずから地域社会を支える役割を担うことのできる環境づくりを推進します。

＊ 生きがいづくりの推進

＊ 健康づくりの推進

(3) 『予防』 《高齢者の自立支援体制づくりのために》

高齢者ができるかぎり要介護状態にならないよう、また要支援状態がそれ以上悪化しないよう本人の自立促進に向けた支援体制づくりに取り組みます。

＊ 介護予防対策

- * 介護保険（新予防給付）による要支援高齢者の支援

（４）『介護』　《持続可能な介護の体制づくりのために》

高齢者が介護が必要な状態になったとき、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができ、また介護家族にとって過度な介護負担にならない体制づくりを推進するとともに、介護保険以外の事業においても高齢者の支援・福祉の充実に取り組み、認知症高齢者に対しても積極的な地域包括ケアシステムの推進に努めていきます。

- * 介護保険（介護給付）による要介護高齢者の支援

- * 介護給付以外の事業による高齢者の支援

- * 認知症高齢者の支援

3 施策の体系

誰 も が 安 心 し て 暮 ら せ る ま ち づ く り		福 祉 ・ 保 健 ・ 医 療 の 連 携 に よ る 健 康 状 態 に 応 じ た 取 り 組 み	健康・概ね健康	Ⅰ すべての高齢者に対する取り組み		基本目標：『地域』《見守り合い支え合える共同体をめざして						
				1. 高齢者を地域全体で支える体制づくり	(1)地域包括ケアシステムの推進	① 地域包括支援センターの機能強化		② 地域包括ケアシステムにかかる各機関との連携 (ア)包括ケア会議 (イ)医療機関との連携				
					(2)地域福祉活動の支援	① 社会福祉協議会活動		② 民間社会福祉活動振興助成の活用			③ ボランティア活動の活性化の促進	
					(3)総合相談体制の整備	① 地域包括支援センターの役割	② 在宅介護支援センターの役割	③高齢者虐待防止・権利擁護事業		④ 広報・啓発活動の充実		
					(4)地域敬老対策	① 敬老事業		② 世代間交流の促進				
				Ⅱ 元気な高齢者に対する取り組み		基本目標：『参加』《生活の質(クオリティー・オブ・ライフ)の向上のために》						
				1. 生きがいづくりの推進	(1)社会参加の促進	① 生きがいづくり対策 (ア)老人福祉センター「竹寿苑」 (イ)地域福祉センター「きりしま苑」				(ウ)老人憩の家 (エ)老人クラブ活動助成事業	(オ)老人園芸広場運営事業 (カ)シルバー人材センター運営助成事業	
				2. 健康づくりの推進	(1)特定健康診査・特定保健指導の位置づけ	① 特定健康診査の実施		②特定保健指導の実施			③その他の健康づくり事業	
				Ⅲ 要介護状態になるおそれのある高齢者及び要支援高齢者に対する取り組み		基本目標：『予防』《高齢者の自立支援体制づくりのために》						
				1. 地域支援事業	(1)地域包括ケアシステムの運営	① 介護予防ケアマネジメント						
(2)介護予防特定高齢者施策	① 特定高齢者把握事業	② 通所型介護予防事業 (ア)高齢者介護予防デイスサービス事業 (エ)口腔ケア (イ)高齢者介護予防トレーニング事業 (オ)閉じこもり・認知症等 (ウ)高齢者栄養改善指導事業 の予防支援			③ 訪問型介護予防事業		④ 介護予防特定高齢者 施策評価事業					
	(3)介護予防一般高齢者施策	① 介護予防普及啓発事業			② 地域介護予防活動支援事業			③ 介護予防一般高齢者施策評価事業				
2. 介護給付以外の事業による高齢者の支援	(1)老人福祉施設等の整備	① 養護老人ホーム等入所措置の実施			② 民間老人福祉施設等整備費助成事業							
	(2)生活の支援	①在宅福祉サービス (ア)住宅改造(いきいき住まい)助成事業 (ウ)高齢者等配食サービス (オ)介護用品支給事業 (イ)高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス (エ)緊急通報システム(シルバーほっとライン)運営事業										
Ⅳ 要援護高齢者に対する取り組み		基本目標：『介護』《持続可能な介護の体制づくりのために》										
1. 高齢者虐待防止に対する取り組み	(1)高齢者虐待防止ネットワークの機能強化											
	(2)高齢者虐待防止・権利擁護事業											
	2. 認知症高齢者への支援	(1)認知症についての周知・啓発	① 認知症高齢者等やすらぎ支援事業									
		(2)認知症の程度に応じたケアサービスの仕組みづくり	① 早期発見・早期予防及び介護家族への支援 (ア)認知症高齢者等やすらぎ支援事業 (イ)認知症相談									
		(3)権利擁護	① 成年後見制度利用支援事業									
	3. 介護サービス基盤の適切な整備	(1)介護サービス基盤の充実	① 居宅サービス (ア)訪問介護(ホームヘルプサービス) (オ)居宅療養管理指導 (ケ)短期入所療養介護 (ス)住宅改修 (イ)訪問入浴介護 (カ)通所介護 (コ)特定施設入居者生活介護 (セ)居宅介護支援 (ウ)訪問看護 (キ)通所リハビリテーション (サ)福祉用具貸与 (エ)訪問リハビリテーション (ク)短期入所生活介護 (シ)特定福祉用具販売									
			② 地域密着型サービス (ア)認知症対応型通所介護 (イ)小規模多機能型居宅介護 (ウ)認知症対応型共同生活介護									
			③ 施設サービス (ア)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (イ)介護老人保健施設 (ウ)介護療養型医療施設									
			② 介護サービスの質の確保		① ケアマネジメントの充実 ③ 地域密着型サービス運営協議会							
				② 地域密着型サービス事業者への指導・監督 ④ 介護サービス事業者に関する情報提供								
(3)介護保険制度の円滑な運営		① 要介護認定の適正化		② 相談・苦情への適切な対応		③ 介護給付の適正化						

第3章 計画の策定・推進にあたって

1 市民参画による計画策定

本計画の策定にあたっては、「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」において協議を行うとともに、「長岡京市地域包括支援センター運営協議会」「長岡京市地域密着型サービス運営委員会」において、それぞれの分野について専門的な視点から集中的に審議を行いました。また、「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」においては、福祉・保健・医療の専門家、学識経験者、サービス提供者及び被保険者並びに介護者の代表等とともに、市民公募の委員を加え、幅広い観点から各関係団体や市民の意見を取り入れ、計画策定にあたりました。さらに、それぞれの会議において、市民の傍聴を認め、会議録を公開するなど、広く開かれた計画策定体制で取り組みました。

2 介護保険サービスについてのアンケート調査の実施

第4期介護保険事業計画の策定について市町村は、要介護者等の実態の把握を踏まえ、介護給付等対象サービスの需要を把握した上で、介護保険事業計画を策定することとなります。急激に進行する少子・高齢化等により現在の地域社会を取巻く環境は大きく変化し、保健・医療・福祉等が連携した計画・立案とするため、要介護者等の意識、実態、ニーズ等の調査を実施しました。

(1) 調査対象

- ・長岡京市に居住する要介護、要支援認定者 2,500人
うち介護保険利用者 2,182人
うち介護保険未利用者 318人
- ・長岡京市内の居宅介護支援事業所（23 か所）介護支援専門員 65人

(2) 調査方法

郵送による調査票の発送・回収（無記名）

(3) 調査期間

平成20年7月31日～平成20年8月15日

(4) 回答状況

単位：件								
	発送数	回収数	回収率	無効票	集計対象	回答不能	有効数	有効回答率
利用者	2,182	1311	60.1%	11	1,300	29	1,271	58.2%
未利用者	318	178	56.0%	0	178	11	167	52.5%
全体	2,500	1489	59.6%	11	1,478	40	1,438	57.5%

【日常生活圏域別要介護度別調査対象者数】

(単位:人)

		区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
		抽出率	100%	100%	90%	100%	100%	100%	100%	97.0%
全 体		利用者	123	253	332	463	391	344	276	2182
		未利用者	64	80	56	43	23	18	34	318
		計	187	333	388	506	414	362	310	2500
日常生活圏域	長岡中学校区	利用者	41	88	113	141	120	99	88	690
		未利用者	21	35	25	14	3	6	7	111
		計	62	123	138	155	123	105	95	801
	長岡第二中学校区	利用者	27	53	68	112	99	87	72	518
		未利用者	16	20	12	9	10	2	13	82
		計	43	73	80	121	109	89	85	600
	長岡第三中学校区	利用者	23	57	69	102	88	87	64	490
		未利用者	13	8	11	12	6	9	8	67
		計	36	65	80	114	94	96	72	557
	長岡第四中学校区	利用者	32	55	82	108	84	71	52	484
		未利用者	14	17	8	8	4	1	6	58
		計	46	72	90	116	88	72	58	542

※調査対象:平成20年7月1日現在の認定者

※調査票発送日:平成20年7月30日

3 パブリック・コメントの実施

高齢社会を支えていく上で地域住民の参画は今後ますます重要となっていくことから、本計画策定においてパブリック・コメント（市民意見の募集）を実施し、広く市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

(1) 実施方法

市ホームページからの公募

(2) 調査期間

平成20年12月26日（金）～平成21年1月26日（月）

(3) 回答状況

市民からの意見：0件

4 計画の進行管理

本計画の策定にあたっては、目標達成に向けて計画的に取り組むことが求められることから、幅広い視点に立った進行管理が重要となります。本市においては、「長岡京市地域健康福祉計画」と一体的に進行管理を行うことから、本計画の策定の審議にあたった「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」が、これからも高齢者全体に関わる施策等の進行管理や点検等を行うものとします。

第4章 高齢者を取り巻く状況

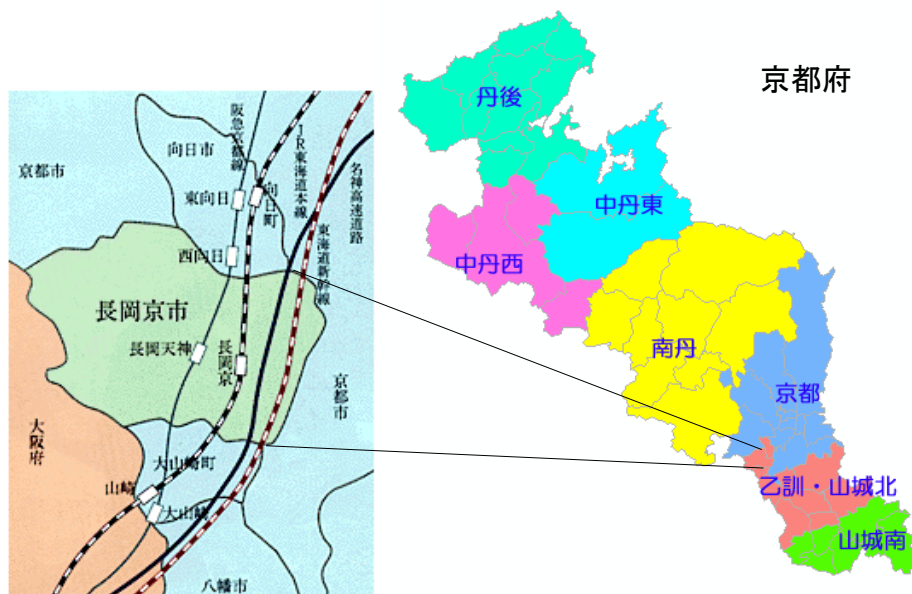
1 長岡京市の概況

本市は、京都・大阪の二大都市を結ぶ軸の中間に位置し、北は向日市と京都市西京区、南は大山崎町、東は京都市伏見区、西は西山山地を介して大阪府島本町に接しています。地形の約6割は可住地の平坦部になっており、残りの4割にあたる西山山地が市街地の後景となっています。市の中央部は主に住宅、商業、農業などに利用され、東部は特に工業が盛んで、豊かな歴史遺産にも恵まれ、調和のとれた都市として発展しています。また、市の中央部を阪急京都線が走り、東部をJR東海道本線、名神高速道路、国道171号が縦走し、交通の便にも恵まれています。

山城盆地特有の温暖で暮らしやすい気候のもとで、豊かな自然とハイテク技術が共存する、大都市近郊の都市として発展しています。

- 市の位置 東経135°39'~43'、北緯 34°54'~57'
- 市の面積 19.18平方キロメートル
- 市の人口密度 4,135.8人/平方キロメートル（平成20年10月1日現在）
- 市の広がり 東西6.5キロメートル、南北4.3キロメートル
- 海拔 最高490メートル、最低10メートル、平均30メートル

図1-2 長岡京市の位置



2 人口構造

本市の総人口の推移をみると、平成7年から平成13年にかけて減少傾向にありましたが、平成14年以降は微増の傾向を示しています。また、年齢3区分別人口でみると、年少人口は昭和60年以降減少傾向で推移していましたが、平成15年からは微増の傾向を示しています。一方で老年人口は昭和60年以降一貫して増加傾向にあります。老年人口の推移を年齢階層別にみると、前期高齢者数は平成7年から平成20年にかけて1.80倍に、後期高齢者数は同1.92倍になっており、長寿化化したことを示しています。

表1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

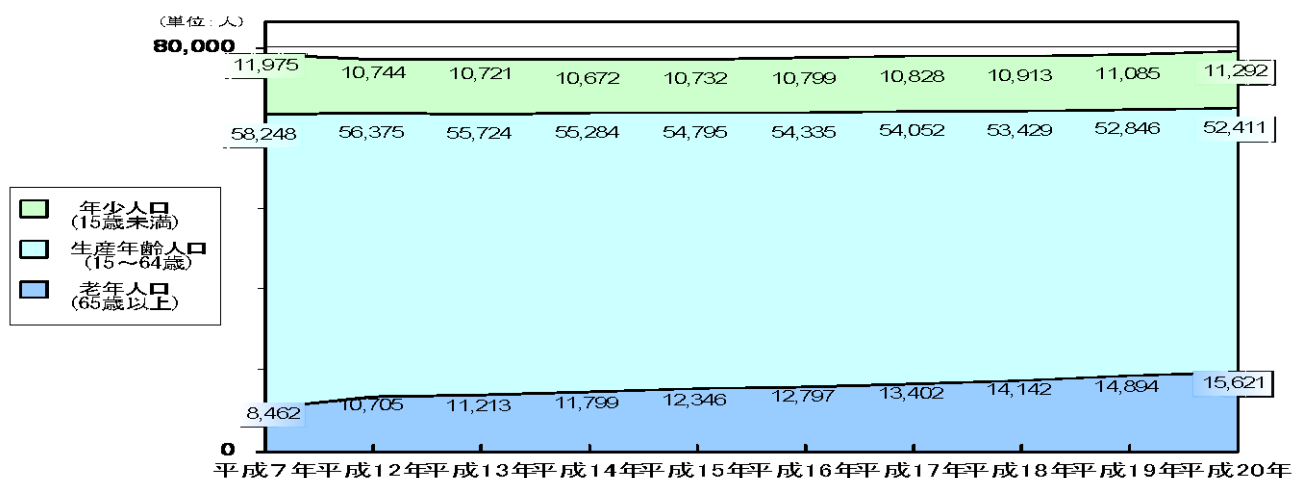
	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	78,697	77,846	77,658	77,755	77,873	77,931	78,282	78,484	78,825	79,324
年少人口 (15歳未満)	11,975 (15.2%)	10,744 (13.8%)	10,721 (13.8%)	▼10,672 (13.7%)	10,732 (13.8%)	10,799 (13.9%)	10,828 (13.8%)	10,913 (13.9%)	11,085 (14.1%)	11,292 (14.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	58,248 (74.0%)	56,375 (72.4%)	55,724 (71.8%)	55,284 (71.1%)	54,795 (70.4%)	54,335 (69.7%)	54,052 (69.0%)	53,429 (68.1%)	52,846 (67.0%)	52,411 (66.1%)
40～64歳 (第2号被保険者)	28,649 (36.4%)	28,074 (36.1%)	27,455 (35.4%)	27,311 (35.1%)	27,199 (34.9%)	27,185 (34.9%)	27,212 (34.8%)	26,824 (34.1%)	26,626 (33.8%)	26,482 (33.4%)
老年人口 (65歳以上)	▼8,462 (10.8%)	10,705 (13.8%)	11,213 (14.4%)	11,799 (15.2%)	12,346 (15.9%)	12,797 (16.4%)	13,402 (17.1%)	14,142 (18.0%)	14,894 (18.9%)	15,621 (19.7%)
前期高齢者 (65～74歳)	▼5,180 (6.6%)	6,666 (8.6%)	6,977 (9.0%)	7,314 (9.4%)	7,601 (9.8%)	7,780 (10.0%)	8,092 (10.3%)	8,530 (10.9%)	9,111 (11.6%)	9,305 (11.7%)
後期高齢者 (75歳以上)	▼3,282 (4.2%)	4,039 (5.2%)	4,236 (5.5%)	4,485 (5.8%)	4,745 (6.1%)	5,017 (6.4%)	5,310 (6.8%)	5,612 (7.2%)	5,944 (7.5%)	6,316 (8.0%)

(単位：人)

資料：平成7年及び12年は国勢調査、平成13年から20年まで住民基本台帳人口及び外国人登録人口(各年10月1日現在)

(※表の中の太字は各項目の最多人口を表す)

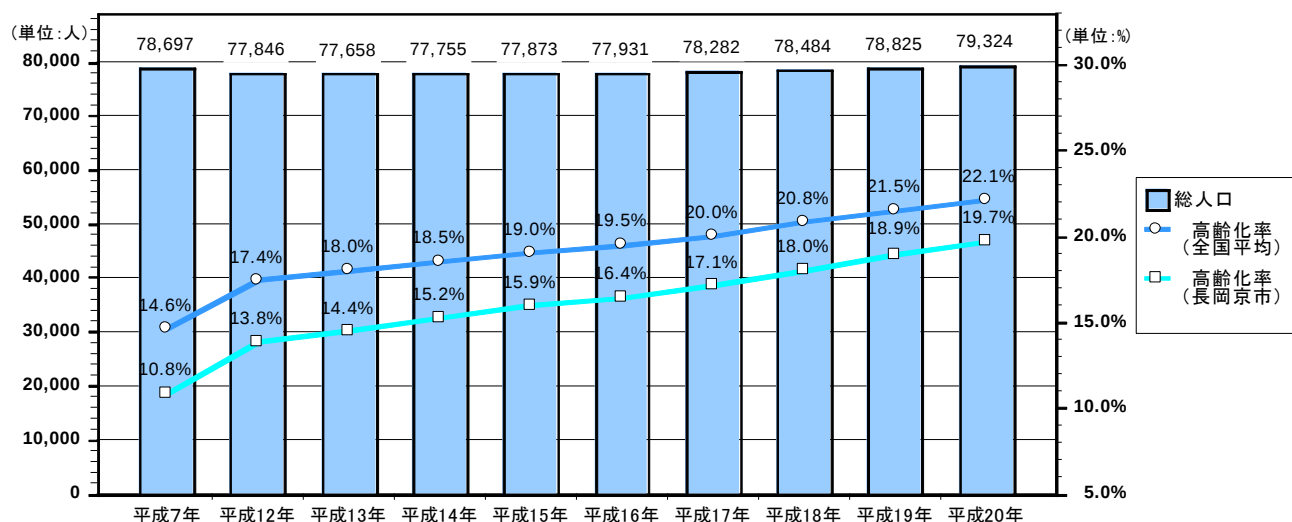
図1-3 年齢3区分別人口の推移



(単位：人)

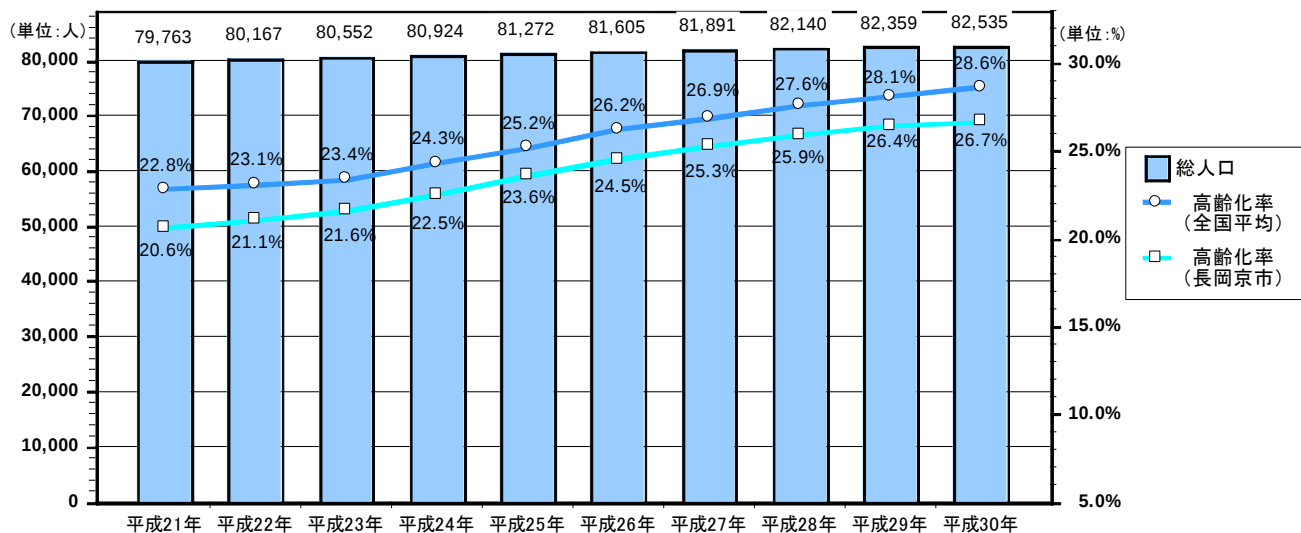
本市の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）をみると、一貫して全国平均を下回っており、これまでのところ本市では相対的に年少人口及び生産年齢人口が多い人口構造となっています。将来推計人口においても、全国平均を下回り、伸び率が全国平均並みになることが予想されます。

図 1-4 長岡京市の総人口と高齢化率の推移



資料：平成7年及び12年は国勢調査、平成13年から20年まで住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年10月1日現在）、高齢化率(全国平均)は総務省統計局の推計人口による

図 1-5 将来推計人口と高齢化率の見込み



資料：コーホート要因法による推計、高齢化率(全国平均)は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（「日本の将来推計人口」平成18年12月推計）による

3 高齢者等のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯をみると、世帯数は平成2年から17年までで約1.9倍の増加となっており、平成17年で9,042世帯となっています。一般世帯総数に占める割合も増加傾向で推移していますが、平成17年には28.8%で、京都府全体（33.8%）を下回っています。

高齢者単身世帯数をみると、平成2年から平成17年までで約2.7倍に増加しており、平成17年で1,973世帯、高齢者のいる世帯数に占める割合は21.8%で、京都府全体（26.1%）を下回っています。

高齢者夫婦世帯数については、平成2年から平成17年までで約3.1倍に増加しており、平成17年で3,157世帯、高齢者のいる世帯数に占める割合は34.9%で、京都府全体（25.8%）を9ポイント上回っています。

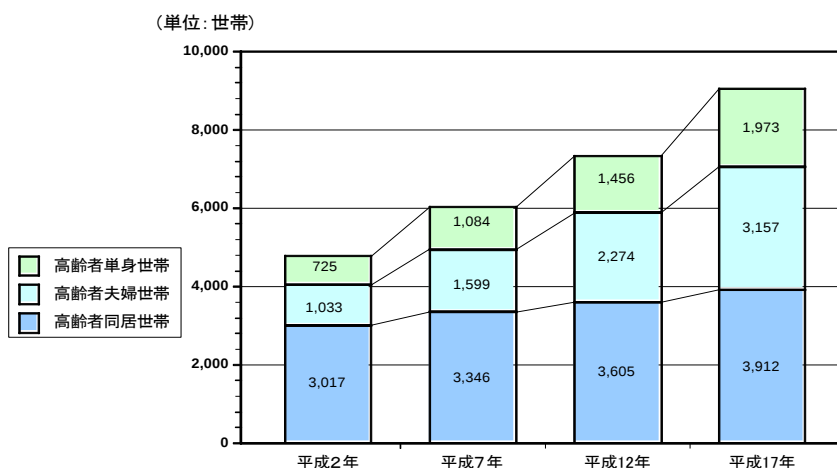
高齢者同居世帯をみると、世帯数は増加傾向で推移していますが、高齢者のいる世帯総数に占める割合では平成2年から17年までで20ポイント低くなっています。

表：1-2 高齢者のいる世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯総数	25,943	27,946	29,093	31,420
平均世帯人員	2.98	2.82	2.68	2.48
高齢者のいる世帯	4,775 (18.4)	6,029 (21.6)	7,335 (25.2)	9,042 (28.8)
高齢者単身世帯	725 (15.2)	1,084 (18.0)	1,456 (19.9)	1,973 (21.8)
高齢者夫婦世帯	1,033 (21.6)	1,599 (26.5)	2,274 (31.0)	3,157 (34.9)
高齢者同居世帯	3,017 (63.2)	3,346 (55.5)	3,605 (49.1)	3,912 (43.3)

資料：国勢調査（単位：世帯、人、（ ）は％）

図：1-6 高齢者のいる世帯の構成



4 第1号被保険者数の推移

介護保険事業における第2期（平成15年度～17年度）から第3期（平成18年度～20年度）までの第1号被保険者数（65歳以上）は一貫して増加傾向にあります。所得段階別の第1号被保険者数は以下の通りになります。

表：1－3 第1号被保険者数の推移

（単位：人）

	第2期				第3期		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者	12,594	13,098	13,546	第1号被保険者	14,613	15,329	15,781
第1段階	213 (1.7%)	222 (1.7%)	230 (1.7%)	第1段階	243 (1.7%)	250 (1.6%)	249 (1.6%)
第2段階	3,599 (28.6%)	3,824 (29.2%)	4,167 (33.4%)	第2段階	2,080 (14.2%)	2,213 (14.4%)	2,410 (15.3%)
第3段階	4,114 (32.7%)	4,222 (32.2%)	4,176 (30.8%)	第3段階	1,229 (8.4%)	1,349 (8.8%)	1,509 (9.6%)
第4段階	2,173 (17.3%)	2,286 (17.5%)	2,414 (17.8%)	第4段階	4,161 (28.5%)	4,330 (28.2%)	4,306 (27.3%)
第5段階	1,891 (15.0%)	1,940 (14.8%)	1,944 (14.4%)	第5段階	3,328 (22.8%)	3,492 (22.8%)	3,646 (23.1%)
第6段階	604 (4.8%)	604 (4.6%)	615 (4.5%)	第6段階	2,899 (19.8%)	2,976 (19.4%)	2,999 (19.0%)
				第7段階	262 (1.8%)	280 (1.8%)	246 (1.6%)
				第8段階	411 (2.8%)	439 (2.9%)	416 (2.6%)

資料：平成15年度から19年度まで実績値(各年度末)、平成20年度は平成20年11月末現在

※()内のパーセンテージは第1号被保険者に対する割合

※参考 第1号被保険者保険料の所得段階の基準

所得段階	基準	
	第2期（平成15～17年度）	第3期（平成18～20年度）
第1段階	* 生活保護受給者 * 住民税本人・世帯全員非課税かつ老齢福祉年金受給者	* 生活保護受給者 * 住民税本人・世帯全員非課税かつ老齢福祉年金受給者
第2段階	* 住民税本人・世帯全員非課税	* 住民税本人・世帯全員非課税 * 合計所得金額＋課税年金収入 80 万円以下
第3段階	* 住民税本人非課税で世帯の中に課税者がいる	* 住民税本人・世帯全員非課税 * 合計所得金額＋課税年金収入 80 万円超
第4段階	* 住民税本人課税かつ合計所得金額 200 万円未満	* 住民税本人非課税で世帯の中に課税者がいる
第5段階	* 住民税本人課税かつ合計所得金額 200 万円以上 550 万円未満	* 住民税本人課税かつ合計所得金額 200 万円未満
第6段階	* 住民税本人課税かつ合計所得金額 550 万円以上	* 住民税本人課税かつ合計所得金額 200 万円以上 550 万円未満
第7段階		* 住民税本人課税かつ合計所得金額 550 万円以上 800 万円未満
第8段階		* 住民税本人課税かつ合計所得金額 800 万円以上

5 要介護者の状況

介護保険制度の浸透に伴い、要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあります。本市で要介護または要支援の認定を受けた人の数は、平成 20 年には 2,587 人と見込まれており、総人口に対する割合は 3.3%であり、また、第 1 号被保険者数（65 歳以上人口）に占める割合（第 1 号認定率）は 16.6%になっています。要介護（要支援）度別認定者数をみると、要介護 2 が 522 人と最も多く、認定者数全体の約 20.2%を占めています。また、要介護 2 以上は 62.4%で、平成 18 年と比べ 5.2 ポイントの上昇となっています。

要介護（要支援）認定者数の推計では、平成 23 年度で 3,055 人であり、総人口に対する割合は 3.8%、第 1 号被保険者数に占める割合は 17.7%になると予測しています。

表 1-4 総人口及び被保険者数の推移及び推計

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 26 年
総人口	77,873	77,931	78,282	78,484	78,825	79,324	79,763	80,167	80,552	81,605
第2号被保険者 (40～64歳)	27,199 (34.9%)	27,185 (34.9%)	27,212 (34.8%)	26,824 (34.1%)	26,626 (33.8%)	26,482 (33.4%)	26,445 (33.2%)	26,711 (33.3%)	27,151 (33.7%)	27,238 (33.4%)
第1号被保険者 (65歳以上)	12,346 (15.9%)	12,797 (16.4%)	13,402 (17.1%)	14,142 (18.0%)	14,894 (18.9%)	15,621 (19.7%)	16,456 (20.6%)	16,961 (21.2%)	17,310 (21.5%)	20,069 (24.6%)
前期高齢者 (65～74歳)	7,601 (9.8%)	7,780 (10.0%)	8,092 (10.3%)	8,530 (10.9%)	9,111 (11.6%)	9,305 (11.7%)	9,747 (12.2%)	9,885 (12.3%)	9,762 (12.1%)	11,348 (13.9%)
後期高齢者 (75歳以上)	4,745 (6.1%)	5,017 (6.4%)	5,310 (6.8%)	5,612 (7.2%)	5,944 (7.5%)	6,316 (8.0%)	6,709 (8.4%)	7,076 (8.8%)	7,548 (9.3%)	8,721 (10.7%)

(単位：人)

資料：平成 15 年から 20 年まで住民基本台帳人口及び外国人登録人口(各年 10 月 1 日現在)、平成 21 年から 26 年までコーホート要因法による推計

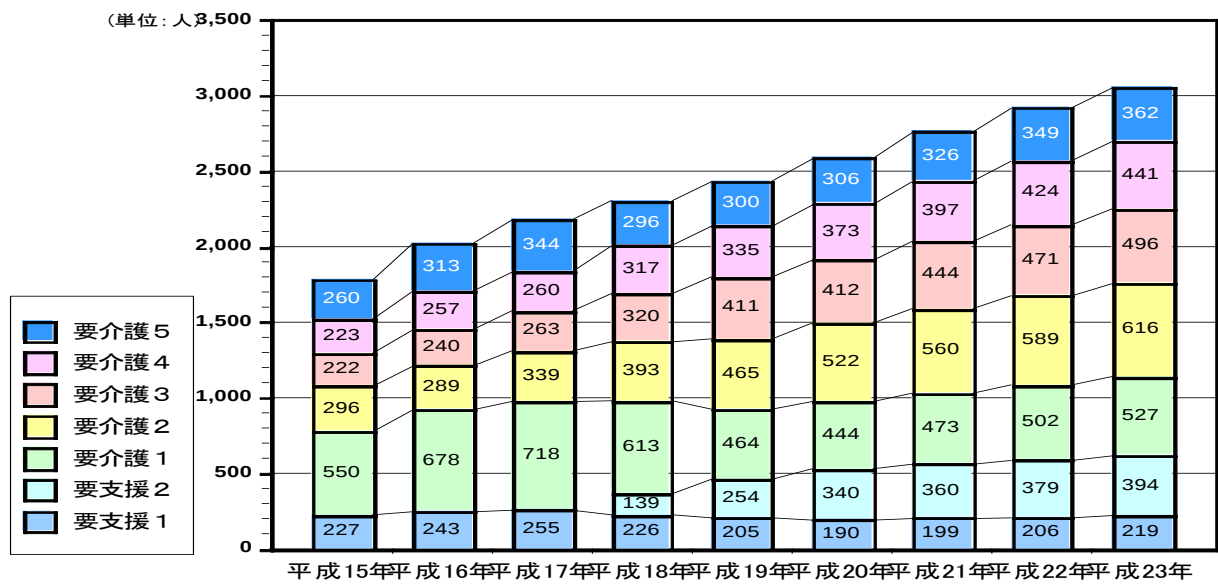
表：1-5 要介護(要支援)認定者数の推移及び推計

		第 2 期			第 3 期			第 4 期(見込み)		
		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要介護(要支援)認定者数		1,778	2,020	2,179	2,304	2,434	2,587	2,759	2,920	3,055
旧要介護1	旧要支援	227	243	255	226	205	190	199	206	219
	要支援2	550	678	718	139	254	340	360	379	394
	要介護1				613	464	444	473	502	527
要介護2		296	289	339	393	465	522	560	589	616
要介護3		222	240	263	320	411	412	444	471	496
要介護4		223	257	260	317	335	373	397	424	441
要介護5		260	313	344	296	300	306	326	349	362

(単位：人)

資料：平成 15 年から 20 年まで実数値(各年 10 月)、平成 21 年から 23 年まで推計値

図：１－７ 要介護(要支援)度別要介護(要支援)認定者数の推移



(単位：人)

資料：平成15年から20年まで実数値（各年10月）、平成21年から23年まで推計値

6 住居の状況

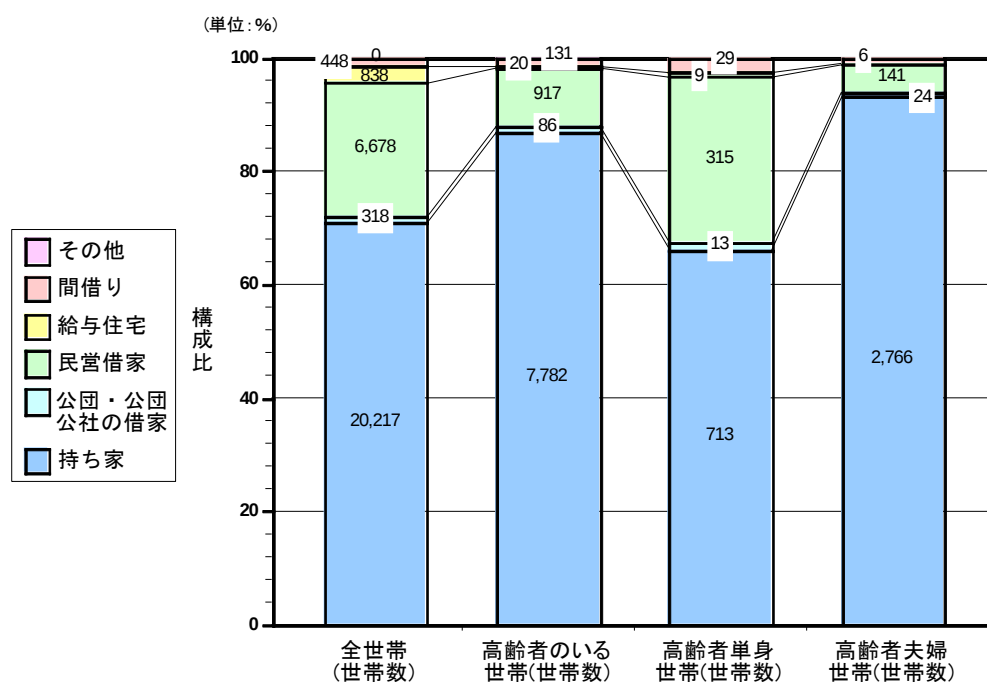
平成 17 年の住宅の所有関係を高齢者のいる世帯類型別に見ると、「高齢者夫婦世帯」では、「持ち家」が 93.1%、「高齢者のいる世帯」では同じく 87.0%となっていますが、「高齢者単身世帯」では 69.6%となっており、「民営借家」が 23.9%と他の高齢者世帯よりも比率が高くなっています。

表 1-6 住宅の所有関係

	全世帯	高齢者のいる世帯	高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯
持ち家	20,217 (69.4)	7,782 (87.0)	1,369 (69.6)	2,766 (93.1)
公団・公団 公社の借家	318 (1.1)	86 (1.0)	36 (1.8)	24 (0.8)
民営借家	6,678 (22.9)	917 (10.2)	469 (23.9)	141 (4.7)
給与住宅	838 (2.9)	20 (0.2)	5 (0.3)	6 (0.2)
間借り	448 (1.5)	131 (1.5)	87 (4.4)	33 (1.1)
その他	631 (2.2)	11 (0.1)	- (-)	- (-)
合 計	29,130	8,947	1,966	2,970

資料：平成 17 年国勢調査（単位：世帯、（ ）は％）

図：1-8 世帯類型別住宅の構成比（平成 17 年）



7 高齢者の受診状況と疾病構造

(1) 国民健康保険に加入している高齢者の状況

国民健康保険に加入している高齢者の状況(平成 21 年 1 月末現在)をみると、6,849 人となっており、加入者総数(18,573 人)の 36.9%を占めています。また、高齢者人口(15,880 人)における加入率は 43.1%となっています。

(2) 老人医療費の状況

長岡京市の平成 20 年 2 月分の老人医療費は、約 4 億 3 千万円(内訳＝国民健康保険 88.5%、社会保険 11.5%)で、高齢者 1 人当たりの医療費(平成 20 年 2 月分)は、68,081 円になっています。

表 1-7 区分別診療費及び日数

	件 数	1 日当たり診療費	1 件当たり日数
入 院	462 件	23,770 円	18.03 日
入院外	8,596 件	7,861 円	2.34 日
歯 科	976 件	5,636 円	2.25 日

資料：老人保健事業状況平成 20 年 2 月分から算出

(3) 疾病分類別の受診状況

老人医療の国保対象者の受診状況について、疾病分類別比率の高いものから上位 6 位をみると、入院では「脳梗塞」(8.97%)が 1 位となっており、「骨折」(8.18%)、「肺炎」(5.80%)等が上位を占めています。

表 1－8 疾病分類別件数の占める割合上位 6 疾病〔入院〕（老人医療の国保対象者）

	疾 病	割 合
1 位	脳梗塞	8.97%
2 位	骨折	8.18%
3 位	肺炎	5.80%
4 位	その他の悪性新生物	5.28%
5 位	その他の心疾患	4.49%
6 位	統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	4.22%

資料：京都府国保連合会「疾病分類別統計」（平成 19 年 5 月診療分）

また、入院外では「高血圧性疾患」（19.47％）が 2 位以下を大きく引き離して 1 位となっており、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」（4.67％）、「糖尿病」（4.63％）等が上位を占めています。

表 1－9 疾病分類別件数の占める割合上位 6 疾病〔入院外〕（老人医療の国保対象者）

	疾 病	割 合
1 位	高血圧性疾患	19.47%
2 位	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4.67%
3 位	糖尿病	4.63%
4 位	脊椎障害（脊椎症を含む）	4.60%
5 位	虚血性心疾患	4.30%
6 位	その他の眼及び付属器の疾患	3.82%

資料：京都府国保連合会「疾病分類別統計」（平成 19 年 5 月診療分）

8 就業構造

高齢者が就業人口総数に占める比率を見ると、総数で 6.4%、性別に見ると、男性が 7.6%、女性が 4.7%となっています。また、高齢者人口（13,614 人）に占める就業者比率を見ると、17.7%となっています。次に、業種別の内訳について上位 3 位を見ると、「サービス業その他」が 44.4%で最も高く、以下、「卸小売業・飲食業」（20.7%）、「建設・建造業」（18.8%）、となっています。

表 1-10 就業構造

区分	就業人口総数	業 種 別 内 訳					65 歳 以 上	
		農・林・漁・鉱業	建設・製造業	卸小売業・飲食業	金融・保険・不動産業	サービス業・その他	総数	総数比 (%)
総数	37,206	446	10,151	8,618	1,693	16,298	2,411	6.4
男	22,306	278	7,925	4,292	919	8,892	1,699	7.6
女	14,900	168	2,226	4,326	774	7,406	712	4.7

(単位：人)

資料：平成 17 年国勢調査

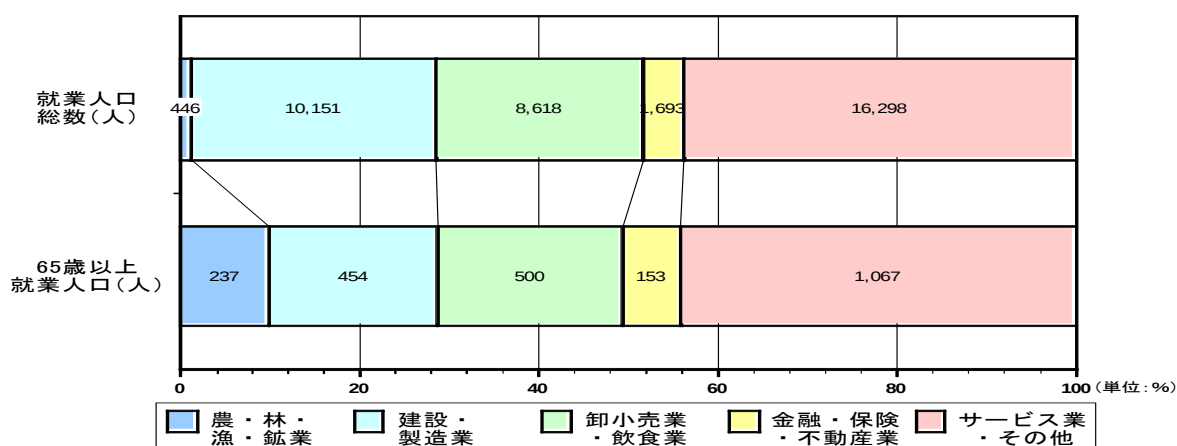
表 1-11 65 歳以上の就業状況

区分	就業人口総数	業 種 別 内 訳				
		農・林・漁・鉱業	建設・製造業	卸小売業・飲食業	金融・保険・不動産業	サービス業・その他
総数	2,411	237 (9.8)	454 (18.8)	500 (20.7)	153 (6.3)	1067 (44.4)
男	1,699	155 (9.1)	360 (21.1)	317 (18.6)	96 (5.6)	771 (45.6)
女	712	82 (11.5)	94 (13.2)	183 (25.7)	57 (8.0)	296 (41.6)

(単位：人、() 内は%)

資料：平成 17 年国勢調査

図：1-9 就業者の業種別構成比



資料：平成 17 年国勢調査